

令和7年度答申第91号
令和8年3月9日

諮問番号 令和7年度諮問第144号（令和8年2月3日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）がこれを不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができる旨規定し、同項2号は、業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（以下「業務災害等」と

いう。)を被った労働者(以下「被災労働者」という。)の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

そして、労災保険法29条2項は、前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定している。

- (2) 上記(1)の委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。)32条は、労災保険法29条1項2号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金及び長期家族介護者援護金の支給を行うものとする旨規定する。

労災保険法施行規則33条1項柱書きは、労災就学援護費は、同項1号から5号までのいずれかに該当する者に対して、支給するものとする旨規定し、同項2号は、遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利を有する者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子(当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。)で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支給を必要とする状態にあるものと規定する。また、同条3項は、同条1項及び2項に定めるもののほか、労災就学援護費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) B(以下「本件労働者」という。)は、C社D工場において機械のメンテナンス業務に従事していた者であるが、令和5年7月28日に自宅で自死した。

(精神障害の業務起因性判断のための調査復命書、死体検案書)

- (2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、令和6年2月26日付けで、処分庁に対し、遺族補償年金の支給の請求をするとともに、本件申請をした。

(遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書)

- (3) 処分庁は、令和7年2月10日、上記(2)の遺族補償年金の支給の請求に対して、「精神障害の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められないことから、本件は業務上の事由によるものとは認められません。」との理由を

付して、遺族補償年金の不支給決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）をし、同月12日付けの通知書を審査請求人に送付した。

（労働者災害補償保険年金・一時金給付等不支給決定通知書（遺族補償年金支給請求に係るもの））

(4) 処分庁は、令和7年2月10日、本件申請に対して、本件不支給決定をし、同日付けの労災就学等援護費不支給決定通知書（以下「本件通知書」という。）を審査請求人に送付した。なお、本件通知書には本件不支給決定の理由は記載されていなかった。

（本件通知書）

(5) 審査請求人は、令和7年2月25日、E労働者災害補償保険審査官（以下「本件労災保険審査官」という。）に対し、本件遺族補償年金不支給決定についての審査請求をした。

（労働保険審査請求書（本件遺族補償年金不支給決定に係るもの））

(6) 審査請求人は、令和7年2月28日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（労働保険審査請求書）

(7) 本件労災保険審査官は、上記(5)の審査請求に対し、令和7年11月28日付けで、棄却する決定をした。

（決定書（本件遺族補償年金不支給決定に係るもの））

(8) 審査請求人は、令和7年12月15日、労働保険審査会に対し、本件遺族補償年金不支給決定についての再審査請求をした。

（労働保険再審査請求書）

(9) 審査庁は、令和8年2月3日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

業務起因性を否定した処分庁の判断に不服があるため、本件不支給決定の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 本件審査請求の論点は、審査請求人が、昭和45年10月27日付け基発第774号労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添

「労災就学等援護費支給要綱」（令和7年3月27日付け基発0327第2号による改正前のもの。以下「本件要綱」という。）に定める労災就学援護費の支給対象者と認めることができるか否かである。

- 2 本件要綱の3の(1)ロは、支給対象者の要件として、「遺族補償年金受給権者のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子（当該労働者の死亡の当時胎児であった子を含む。）で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの」と規定する。

このように、労災就学援護費の支給対象者となるためには、遺族補償年金受給権者と認められる必要があるところ、審査請求人は、本件遺族補償年金不支給決定がされているから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

- 3 よって、本件不支給決定は違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきである。

なお、処分庁は、本件通知書において、本件不支給決定の不支給理由を何ら記載していないので、審査請求人が労災就学援護費の不支給決定理由を正しく理解できるよう、本件の場合には、労災就学援護費の支給要件（労災就学援護費の支給対象者は、遺族補償年金の受給権者であることが前提となっていること）を明示した上で、審査請求人はこの支給要件に該当しないことを理由として提示する必要がある。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 本件では、令和7年3月3日に審査請求を受け付けているが、本件諮問（令和8年2月3日）までに約11か月の期間が経過している。特に、審査請求人による意見書の提出（令和7年5月23日）から審理手續の終結（令和8年1月9日）までに約7か月半の期間を要しており、審査庁においては、手續の迅速化を図ることが求められる。

- (2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労災保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としており（労災保険法1条参

照)、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして制度が設けられている。そして、労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号に規定する「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われるものである。したがって、労災就学援護費は、上記のような社会復帰促進等事業の制度の位置付け及び労災保険法29条1項2号の規定の文理から、業務災害等を被ったと判断された「被災労働者」の遺族として保険給付としての遺族補償年金等の支給決定を受けている者でなければ、その支給を受けられないことになる。労災保険法施行規則33条1項2号が労災就学援護費の支給対象者につき遺族補償年金等を受ける権利を有する者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者の死亡については、業務災害と認定することができないとして、本件遺族補償年金不支給決定がされており(上記第1の3の(3))、労災保険法施行規則33条1項2号に規定する遺族補償年金等を受ける権利を有する者に当たらないから、労災就学援護費の支給対象者に該当するとはいえない。

この点に関し、審査請求人は、本件審査請求の理由として、本件労働者の死亡の業務起因性を否定した本件不支給決定の判断に不服があると主張しているところ、遺族補償年金を含む労災保険の保険給付と労災就学援護費を含む社会復帰促進等事業に係る上記のような制度の構造に照らせば、上記の主張は、遺族補償年金不支給決定についての審査請求の理由としては適切であるが、遺族補償年金の不支給決定を前提とした労災就学援護費不支給決定(本件不支給決定)についての審査請求に関するものとしては、結論に影響するものとはいえず、採用することができない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

本件通知書には、本件不支給決定の理由が記載されていない(上記第1の3の(4))。

行政手続法(平成5年法律第88号)8条1項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定し、同条2項は、処分を書面とするときは、当該処分の理由は書面により示さなければならないと規定している(本件要綱の7の(1)ホ(二))も、労災就学援護費を変更又は不支給とする場合には、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」(様式第2号)(以

下「通知書様式」という。)に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すると規定している。))。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審査手続における争点の明確化につながるるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（同法1条1項）にも資することになると考える。

なお、通知書様式には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていない。仮に、通知書様式に「理由欄」が設けられていれば、処分庁が本件通知書に理由を記載する契機となったのではないかと考えられる。

これらの点については、当審査会の累次の答申でも指摘していることから、これらの対応状況について審査庁に照会したところ、理由付記の記載ぶりについて、審査庁は、都道府県労働局の労災補償課長に対し、不支給決定の理由付記に当たっては、審査請求人が正しく理解できるよう、どの要件に沿って判断したか、そのうちどの要件に該当するかしないか等を正確に記載するよう、資料を示して指示しているとのことであった。また、当該通知書様式についても、審査庁は、様式変更について検討しているところ、当面の間は通知書様式にある備考欄に「理由については別紙」と記載することとし、具体的な理由を明記した別紙を添付する運用を原則とするよう、関係機関に指示しているとのことであった（審査庁主張書面（令和8年2月26日受付）、令和7年12月16日付け事務連絡、労災就学等援護費における不支給決定理由記載例）。審査庁は、引き続き、関係機関に対する指導を徹底するとともに、本件要綱及び通知書様式の変更について、真摯に検討し、速やかに改善すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審

査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。
よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	